今般上程されている、議案第151号堺市立学校設置条例の一部を改正する条例は、まず、 堺市立第一幼稚園を廃止するもので、これを令和3年4月1日から施行しようとするものであ り、次に、堺市立八田荘幼稚園、堺市立東陶器幼稚園、堺市立登美丘東幼稚園及び堺市立北八 下幼稚園を廃止するもので、これらを令和5年4月1日から施行しようとするものである。

先刻の本委員会の採決において、議案第151号堺市立学校設置条例の一部を改正する条例 は可決され、この後、本会議において委員長報告の後、議決が行われるところである。

そこで本条例の施行に際し、市執行機関においては、以下各項を履行することを強く求めこ こに付帯決議する。

記

- 1. 本条例の目的であるところの幼児教育の推進体制の充実に向けた公立の教育・保育施設の研究実践機能の強化を図ることに鑑みると、憲法に規定される教育を受ける権利からも、私立幼稚園や認定こども園の活用を行うことのほかに、特に配慮を必要とする子ども達への就学前児童教育の充実について、必要な事項を洗い出し、条例施行後速やかに施策を補完すること。
- 2. 堺市幼児教育基本方針(令和2年改定版)に規定する、教育・保育施設に対する体系的な研修や助言・相談業務、研究実践の推進とその成果の発信、家庭教育や子育ての支援を含め幼児教育に関する情報提供などを中核的に行う幼児教育センター機能の構築を速やかに実現すること。
- 3. 堺市幼児教育基本方針(令和2年改定版)に規定する、公立の教育・保育施設における研究実践機能の強化として、市内すべての教育・保育施設との具体的な連携のもと、質の高い幼児教育を推進し取組を広げていくため、公立の幼児教育・保育施設においては、幼稚園教育要領等に基づくスタンダードな教育を着実に実施するとともに、配慮を必要とする幼児への支援のあり方等、本市全体の幼児教育の課題やニーズを踏まえた実践的な研究やモデルとしての先導的な取組を速やかに実施すること。